様式第１号（第４条関係）

田原市戸別受信機貸与申請書

　　　年　　月　　日

田原市長

　　　　　　　申請者（戸別受信機の貸与を希望する者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒  田原市 |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | □大・ □昭・□平　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 電話番号 |  |

田原市防災行政無線戸別受信機の貸与を希望しますので、田原市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第４条の規定により申請します。

【無償貸与の対象者となる条件】　該当する項目にチェック☑してください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １～４のいずれにも該当すること | １ | * 田原市内に住所を有し、居住している。 |
| ２ | * 世帯にスマートフォン、タブレット端末、携帯電話、その他これらに類するモバイル情報端末を持っている者はいない。 |
| ３ | * 満６５歳以上の者のみで構成される住民税非課税世帯である。   ※介護老人保健施設などに入所している者は対象外 |
| * 世帯に身体障害者手帳（聴覚・視覚）の交付を受けている者がいる。   　（対象者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| * 生活保護世帯である |
| ４ | * 裏面の注意事項について了承し、申請内容の確認のため、住民基本台帳等を閲覧することに同意します |

代理人（申請者から依頼を受けた者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | □申請者に同じ  〒 | 電話番号 | □申請者に同じ |
| 氏名 |  | 申請者との関係 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 受取希望場所 | □ 田原地区　　　　□ 赤羽根地区　　　　□ 渥美地区 |
| 今後の連絡先 | □ 申請者　　　　　□ 代理人 |

注意事項

１　貸与する戸別受信機の台数は、１世帯あたり１台限りとする

２　戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 戸別受信機の適切な使用及び管理に努めること。

(2) 戸別受信機を故意に損傷し、又は紛失しないこと。

(3) 戸別受信機を譲渡し、貸付し、売却し、交換し、又は担保に供してはならない。

(4) 戸別受信機に故障等が発生した場合は、直ちに市長に届け出なければならない

３　戸別受信機の使用に係る電気料金、電池の費用、その他戸別受信機の使用及び維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

４　使用者の故意又は過失による戸別受信機の損傷、紛失又は故障が生じた場合の修理等に要する費用は、使用者の負担とする。

５　使用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに田原市戸別受信機返還届（様式第２号）を市長に提出するとともに、戸別受信機を返還しなければならない。なお、返還に要する費用は使用者の負担とする。

(1) 無償貸与の対象者となる条件に該当しなくなった場合。

(2) 戸別受信機を使用する必要がなくなった場合。

６　戸別受信機の耐用年数（５年）を経過した場合においては、戸別受信機の返還を免除する。

７　耐用年数経過後も、戸別受信機が正しく動作する場合においては、新たに貸与の申請を行うことはできない。

８　市長は、使用者が無償貸与の対象者となる条件に該当しなくなった場合、又は２に掲げる事項に違反したと認められる場合は、当該使用者に対し戸別受信機の返還を命じることができる。

９　使用者は、本申請書で届けた申請者の内容に変更が生じた場合は、速やかに田原市戸別受信機申請事項変更届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

１０　戸別受信機の使用に伴い発生したトラブル、損害等については、使用者が解決する、又は負担するものとし、市は一切その責任を負わないものとする。

１１　市長は、防災行政無線の運用が終了した場合等により、戸別受信機の運用を終了することができるものとする。

担当者確認欄

□現住所は田原市内

□６５歳以上のみで構成される住民税非課税世帯　□介護老人保健施設などに入所していない

□世帯に聴覚および視覚の身体障害者手帳を受けている人がいる

□生活保護世帯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認日：　　　　年　　　　月　　　　日